

令和7年度観光経営人材育成事業 業務委託仕様書

本仕様書は、山梨県が実施する「観光経営人材育成事業」の業務を委託するにあたり、委託契約書に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名称

観光経営人材育成事業業務委託（以下「委託業務」という。）

2 目的

世界のトレンドを俯瞰する中で、観光の視点から地域資源をデザインし直し、収益性の高いビジネスモデルを創出できる経営人材の育成に向けて、観光経営人材育成講座を設置し、運営することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

4 委託業務の内容

（1）講座提供業務

ア 受講対象者

山梨県内に本社又は事業所を有する宿泊施設や観光関連施設の次期経営者候補となる役員及び従業員、観光関連の個人事業主又は今後本県観光産業に参入を目指す者 等

イ 講座の回数及び講座時間

講座の実施回数は7回程度とすること。ただし、講座の効果を高めるために、必要性が生じた場合は、県と調整すること。

また、講座の時間設定は、2～3時間程度を基本としつつ、県と協議の上、設定すること。

ウ 開催時期

講座は契約締結から令和8年2月末までの間で実施することとし、県と調整の上、適宜設定すること。ただし、年度をまたぐコースを設定しないこと。

エ 講座の実施場所及び実施手法

講座の実施場所は受講者の利便性などを考慮した場所とすること。

また、実施手法については、受講者同士の交流を促すために対面とすることが望ましい。

オ 受講者数

20名程度

ただし、受講者募集の状況から20名を超える場合については、県と別途協議すること。

カ 講座の周知及び受講者の申請受付

講座の周知は、可能な限り多くの事業者等に情報が行き渡るように工夫すること。

遅くとも講座開始の1ヶ月前までには、受講に関する申請ができる体制を整え、申請を受け付けること。また申請開始以降、申請状況については、1週間毎に県に報告すること。

キ 講座の企画

講座の内容に関しては、以下の主旨を踏まえた構成とする。

- ・講座は、「やまなし観光推進計画（令和5年度～令和8年度）」に掲げる本県の観光の課題や、観光のトレンドを踏まえた上で、下記①～③の要素を取り入れつつ、受講者同士が連携した新たな観光商品開発に関するアイデア創出など、その後の事業展開に繋げることができる実践的な内容を企画すること。
 - ・講座の構成は、「知識の提供を行う講義」＋「受講者主体の企画立案演習」を基本とするが、講座の効果を高めるためにより良い構成が考えられる場合には、積極的に提案すること。
 - ・「知識の提供を行う講義」に当たっては、以下3点の内容を必ず反映させること。
 - ① 最新の観光のトレンドに関する内容
 - ② 地域資源の掘り起こしに関する内容
 - ③ 商品を売るためのマーケティングに関する内容
 - ・受講者同士の交流や連携を促すために、各回で必ずグループワークの時間を設けるとともに、初回はファシリテーション、最終回は成果発表等及び発表内容に対するフィードバックを行うこと。
 - ・「受講者主体の企画立案演習」では、県内特定エリア（※）の課題を題材としたテーマ設定を行うこととし、受講者同士が企画立案を行うに当たっての課題を見つけ出し、かつ受講者同士が積極的に意見を交わすことにより課題解決のためのアイデアが生み出されるよう、工夫すること。
- （※）いずれのエリアを題材とするかは、委託契約後に県と協議の上決定することを基本とするが、「令和5年山梨県観光入込客統計調査報告書P12」で、対前年比での入込客実人数が減少するなど、今後ブランディングを行った上で、戦略的な誘客を促進する必要性が高いエリアを題材として扱うことを想定している。
- ・その他、講座期間中の受講者同士の関係性が講座修了後も継続するような工夫を随時取り入れること。
 - ・成果発表は、単に講座の感想を述べるに留まらず、企画立案演習でテーマとなった課題の解決に資するアイデアの発表を促すために、発表項目を指定するなど、その後の事業展開等に資する構成とすること。

- ・ 欠席者も事後に講座の内容を把握できるよう、各回映像により収録すること。（撮影された映像は県に帰属するものとする）

なお、いずれにおいても講座の内容や実施方法等企画に関することは委託契約後においても、県と随時調整を図ること。

また、「やまなし観光推進計画（令和５年度～令和８年度）」に掲げる県観光高付加価値化の方針と整合を取る観点から、適宜山梨県立美術館附属デザインセンターとの連携を行うこととし、当該センターに所属するデザイナーを講師とすることも可とする。

< 関連 URL >

- やまなし観光推進計画（令和５年度～令和８年度）

https://www.pref.yamanashi.jp/documents/92256/04_plan_kankou_chapter3.pdf

- 令和５年山梨県観光入込客統計調査報告書

<https://www.pref.yamanashi.jp/documents/2062/03houkokusho2023.pdf>

- 山梨県立美術館附属デザインセンター

<https://ydc.pref.yamanashi.jp/>

ク 講師との調整および教材等の準備

講師の選定については、企画した内容を踏まえて、県と調整の上、適切な人選を行うこと。

講座各回の教材や配布資料、その他必要物については、講師との調整の上、準備し、適切な方法で受講者に配布すること。

ケ 受講料

講座の受講料は有料とし、２０，０００円（税抜）を基本としつつ、最終的な金額は県と協議して決定すること。また、受講料徴収業務は受託事業者が行い、受講料による収益は受託事業者のものとするが、経費から受講料収入を差し引いた額を企画提案時の提案価格とすること。

ただし、予定した受講者数を下回ったことにより、予定された受講料収入が得られなかった場合においても、委託料の増額は行わない。

コ アンケート調査

講座受講生に対して初回、最終回の後にアンケート調査を行う、講座の評価・分析を行うことができるようにすること。アンケートの内容に関しては、県と調整を行うこと。

（２） 実践に向けた支援

受講者同士が講座修了後も関係性を継続し、刺激し合うことで、他社との協働による新たな事業展開や、自社における新規事業のためのアイデア創出などの行動変容を促すため、講座期間中から委託契約期間終了までの間において、受講後においても受講者同士が繋がりを継続できる仕組みの構築や、オンライン相談窓口を設けるなど、工夫を行うこと。

なお、講座期間以降の支援を実施する期間については、県と協議の上、決定することとする。

5 管理項目

本業務の目標として、以下の項目を整理すること。

- (1) 本業務において提供する講座の定員充足率 100%
- (2) 提供する講座において実施する企画立案演習により創出される事業の数（将来的に市場に出される可能性がある草案段階のものも含む）4事業※※20名を5人4グループに分けることを想定した上での数値であるが、より円滑な講座の進行のために、別のグループ分けが適している場合は、県と協議することとする。

また、上記目標達成のため、進捗状況や課題等について県と随時共有、打合せを行うこと。

6 成果品

本事業の成果品は以下のとおりとし、印刷物及び電子データにより提出すること。

- ① 業務の実施内容、実績が確認できる報告書
- ② 収支積算書
- ③ 受講生の募集に用いた資料（リーフレット、HP 画面等）
- ④ 講義資料
- ⑤ 受講者の属性を含む名簿（氏名、性別、年代、業種、所属、所属所在地等）
- ⑥ 受講生へのアンケート結果
- ⑦ 本業務における成果、課題、改善事項に関する報告

7 対象経費

- (1) 対象とならない経費は以下のとおりとする。

- ・機械・機器等の購入経費
- ・土地・建物を取得するための経費
- ・施設や設備を設置または改修するための経費
- ・国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ・飲食にかかる経費
- ・その他、事業との関連が認められない経費

- (2) この他、定めのないことは県と協議することとする。

8 委託業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受託事業者は、業務の趣旨に沿った運営を行うこと。また、本事業の推進に必要な情報を自主的に収集し県に報告するとともに、有益な提案を積極的に行うこと。
- (2) 本業務は、公的業務であることを十分認識し、適正な業務及び経費の執行に努めること。委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにできるようにすること。
- (3) 本業務は、業務の終了後も含めて、今後、山梨県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、業務の報

告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、(2)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び業務日誌等を業務終了後5年間保存しておくこと。

- (4) 本業務の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (5) 本業務を実施するに当たり、県との十分な打合せを実施し、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (6) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (7) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、県の承諾を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める事項に明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。